

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年4月4日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年4月4日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉停止時冷却ポンプ(A・B)の振動記録計(A・B)において、指示不良が認められたため、当該記録計を点検・校正	
2	3号機	炉心スプレイポンプ(B)吐出圧力計(PT-14-38B)の点検作業時、精度逸脱が認められたため、当該圧力計を交換	
3	3号機	残留熱除去海水ポンプ(C)において、グランド部に締め代不足が認められたため、グランドパッキンを交換	
4	4号機	逆洗弁ピットストームドレンサンプ(A・B)において、ポンプ吐出逆止弁の不良による逆流が認められたため、当該逆止弁を点検・修理	
5	4号機	過渡現象記録装置において、誤信号による自動起動が認められたため、当該装置の自動起動回路を点検・修理	
6	4号機	逃し安全弁窒素ガス供給系圧力検出部(PS-86-2B)において、継手部より窒素ガスのリーク(カニ泡程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
7	6号機	排ガス予冷器冷凍機点検における冷媒配管の漏えい試験時、判定値を超えるリーク量(オイルセパレータオイル戻り部及びドライヤフィルタ出口部)が確認されたため、当該部を交換及び点検・修理	
8	6号機	原子炉隔離時冷却ポンプ最小流量バイパス弁(E51-F019)点検時、ヨーク廻り止め(スポット溶接2箇所のうち1箇所)に割れが認められたため、当該部を修理	
9	6号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン(B)点検時、カップリングブッシュに劣化(14個中6個)が認められたため、当該ブッシュ全数を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	給水加熱器開放検査の成績書において、誤記が認められたため、誤記を訂正	
11	6号機	定期検査成績書(主蒸気逃し安全弁)の「検査実績工程」において、内容に不整合が認められたため、対応検討	
12	6号機	原子炉再循環系MGセットの潤滑油ポンプ(A-3)において、モータ側軸受部より異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	
13	6号機	原子炉水位計(燃料域:LR-B22-R615)において、記録計用の電源回路不良が認められたため、原因を調査	
14	6号機	原子炉保護系インターロック機能検査の自動減圧系論理回路検査時、検査要領書の手順に誤記があり、要領書を改訂したが、GM承認手続きの漏れが認められたため、対応検討	
15	6号機	グランド蒸気復水器入口側チューブ閉止栓部の点検時、チューブ閉止栓部(3箇所)よりリークが認められたため、当該閉止栓を交換	
16	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物充填用昇降フードにおいて、上昇リミットスイッチの動作不良(スティック事象)が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	
17	集中環境施設	海水冷却系海水ストレーナ(A)の入口弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
18	集中環境施設	取水設備トラベリングスクリーン(A)において、覗き窓に汚れが認められたため、当該部を点検・清掃	
19	その他	保安検査において、「過去の保安検査で指摘された不適合事象について、是正処置による改善が徹底されていない」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	
20	その他	保安検査において、「環境施設グループにおいて、保守管理の定期的な評価が十分に行われていない」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	
21	その他	保安検査において、「不適合管理委員会で扱う不適合処理等に関して、処理期限の設定について規定されておらず、管理がされていない」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	
22	その他	保安検査において、「不適合管理関係マニュアルにおいて、不適合の識別を行うように規定されているにもかかわらず、作業依頼票(MRF)が発行された現場機器について識別管理されていない」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	
23	その他	保安検査において、「予備制御棒の使用前レビューが不十分であった」との指導を受けたため、関係者に周知	
24	その他	保安検査において、「原子力発電所における設備点検手入れマニュアルにおいて、制御棒の点検頻度は「必要の都度」とされているが、照射誘導型応力腐食割れの可能性が指摘されているにもかかわらず、長期間に亘り外観点検が実施されていない」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	
25	その他	保安検査において、「原子力安全事前評価マニュアルにおいて、実績のある工事に関しては安全事前評価が不要とされているが、このマニュアルで運用した場合、原子力の安全確保が不十分となる可能性がある」との指導を受けたため、対応検討及び関係者に周知	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで